

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人託児福祉会（以下「法人」という。）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金（以下「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、法人が定める額とする。配分の方法は職員を①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③その他の職種の3つのグループに分類し、①：②：③の平均賃金改善額の比率が4：2：1となるように配分する。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、年1回、年度分を、一時金として給与とは別に5月に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、3月31日時点で在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則、法人事業所の現職にあつて、在職期間が10年以上の介護福祉士とする。但し、育児休業及び休職期間は在職期間に含めない。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。また、特定加算制度が継続している期間は給与規程第13条第6項を適用して、特定加算金の支給がある職員は昇給を停止する場合がある。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。